- ○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則
 - (平成14年6月28日沖縄県公安委員会規則第8号)
- **改正** 平成 26 年 5 月 16 日沖縄県公安委員会規則第 9 号 平成 28 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 5 号 平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号 令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号 令和 4 年 11 月 4 日沖縄県公安委員会規則第 12 号

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(沖縄県道路交通法施行細則の規定の読替え適用)

第2条 法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての沖縄県道路交通法施行 細則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号)の次の表の左欄に掲げる規定の適用 については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

	- / - 0	
読替る定	読み替えられ る字句	読み替える字句
条第	自動車の使用 の本拠地を管 轄する警察署 長	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律 第57号。以下「運転代行業法」という。)第2条第1項に規定 する自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する警察署 長
条第	施行規則第9 条の9第1項 第2号	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路 交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成14年内 閣府令第35号。以下「読替えに関する内閣府令」という。)に より読み替えて適用される施行規則第9条の9第1項第2号
条第	施行規則第9 条の9第1項 第2号	読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される施行規則第 9条の9第1項第2号
	教習・認定申 請書 (様式第 10 号)	教習・認定申請書(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年沖縄県公安委員会規則第8号。以下「運転代行業法施行細則」という。)様式第1号)
条第	教習終了証書 (様式第11 号)	教習修了証書(運転代行業法施行細則様式第2号)
	安全運転管理 者資格認定書 (様式第9 号)	安全運転管理者資格認定書(運転代行業法施行細則様式第3号)
	副安全運転管 理者資格認定 書(様式第9 号の2)	副安全運転管理者資格認定書(運転代行業法施行細則様式第 4 号)
	法第 74 条の 3 第 6 項	運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 法第 74 条の 3 第 6 項

	解任命令書 (様式第 12 号)	解任命令書(運転代行業法施行細則様式第5号)
第 16 条の	法第74条の3 第8項	運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 法第 74 条の 3 第 8 項
2	是正措置命令 書 (様式第 12 号の 2)	是正措置命令書(運転代行業法施行細則様式第6号)

(認定の拒否の通知)

第3条 法第5条第3項の規定による通知は、認定に関する通知書(様式第7号)により行うものとする。

(認定又は認定の拒否を行う場合の協議)

第4条 法第5条第4項の規定による協議は、認定に関する協議書(様式第8号)により 行うものとする。

(行政処分の上申)

第5条 沖縄県警察本部交通部交通企画課長は、解任命令、是正措置命令、認定の取消し、指示、営業の停止命令又は営業の廃止命令(以下これらを「行政処分」という。)を行う必要があると認められる場合は、行政処分上申書(様式第9号)に証拠資料及び関係書類を添えて、沖縄県警察本部長(以下「本部長」という。)を経由して、速やかに沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に上申しなければならない。

(意見陳述のための手続)

- 第6条 法に基づき行政処分を行う場合の被処分者の意見陳述のための手続は、聴聞及び 弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下この条に おいて「聴聞規則」という。)に定めるところによる。
- 2 前項の意見陳述を行う場合は、認定の取消しにあっては聴聞規則別記様式第6号により、指示、営業の停止命令及び営業の廃止命令にあっては聴聞規則別記様式第16号により通知するものとする。

(認定の取消し等を行う場合の協議)

- 第7条 法第7条第2項の規定による協議は、認定取消しに関する協議書(様式第10号)により行うものとする。
- 2 法第23条第3項の規定による協議は、営業停止命令に関する協議書(様式第11 号)により行うものとする。
- 3 法第24条第2項の規定による協議は、営業廃止命令に関する協議書(様式第12号)により行うものとする。

(行政処分の通知)

- 第8条 公安委員会は、行政処分を決定したときは、認定取消通知書(様式第13号)、 指示書(様式第14号)、営業停止命令書(様式第15号)又は営業廃止命令書(様式 第16号)により被処分者に通知しなければならない。
- 2 前項の行政処分の通知は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄 する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)が行うものとする。

3 管轄警察署長は、行政処分の通知を完了したとき、又は被処分者が所在不明等のため その通知ができなかったときは、行政処分執行報告書(様式第17号)によりその状況 を本部長を経由して速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(変更届出等に関する通知)

- 第9条 法第8条第2項の規定による通知は、変更届出に関する通知書(様式第18号) により行うものとする。
- 2 法第9条第3項の規定による通知は、認定証の返納に関する通知書(様式第19号) により行うものとする。
- 3 法第22条第1項の規定による通知は、指示に関する通知書(様式第20号)により行うものとする。

(認定証返納の場合の届出書)

第10条 法第9条第1項又は第2項の規定による認定証の返納は、認定証返納届出書 (様式第21号)を提出して行うものとする。

(身分証明書の提示)

第11条 警察職員は、法第21条第1項の規定による立入検査を行う場合は、身分証明書(様式第22号)を関係者に提示しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月16日沖縄県公安委員会規則第9号)

この規則は、平成26年5月16日から施行する。

附 則(平成28年3月29日沖縄県公安委員会規則第5号)

この規則は、平成28年3月29日から施行する。

附 則(平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明 の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長 する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の 実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細 則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急

自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規 則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関 する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例 施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢 者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細 則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による 書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委 員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等 営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務 の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規 則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に 関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に 関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の 実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督 促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業 の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等 に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規 則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則 に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(令和4年11月4日沖縄県公安委員会規則第12号) この規則は、令和4年11月4日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

教習・認定申請書 [別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

教習修了証書 [別紙参照]

様式第3号(第2条関係)

安全運転管理者資格認定書 [別紙参照]

様式第4号(第2条関係)

副安全運転管理者資格認定書 「別紙参照] 様式第5号(第2条関係)

解任命令書 [別紙参照]

様式第6号(第2条関係)

是正措置命令書 [別紙参照]

様式第7号(第3条関係)

認定に関する通知書「別紙参照]

様式第8号(第4条関係)

認定に関する協議書 [別紙参照]

様式第9号(第5条関係)

行政処分上申書 [別紙参照]

様式第10号(第7条関係)

認定取消しに関する協議書 [別紙参照]

様式第11号(第7条関係)

営業停止命令に関する協議書 [別紙参照]

様式第12号(第7条関係)

営業廃止命令に関する協議書 「別紙参照〕

様式第13号(第8条関係)

認定取消通知書 [別紙参照]

様式第14号(第8条関係)

指示書

[別紙参照]

様式第15号(第8条関係)

営業停止命令書 [別紙参照]

様式第16号(第8条関係)

営業廃止命令書 「別紙参照〕

様式第17号(第8条関係)

行政処分執行報告書 [別紙参照]

様式第18号(第9条関係)

変更届出に関する通知書 [別紙参照]

様式第19号(第9条関係)

認定証の返納に関する通知書 [別紙参照]

様式第20号(第9条関係)

指示に関する通知書 [別紙参照]

様式第21号(第10条関係)

認定証返納届出書「別紙参照】

様式第22号(第11条関係)

身分証明書 [別紙参照]